生活文化常任委員会資料 2020年(令和2年)9月18日 市民生活局産業振興室産業政策課

議案第80号関連資料 指定管理者の指定に係る議決事項の一部変更について

令和2年度末に指定期間満了を迎える明石市立勤労福祉会館等について、現 指定管理者による管理運営を継続するため、次のとおり指定期間を変更するも のです。

1 管理を行わせる施設及び管理者

- (1) 施設
 - ① 明石市立勤労福祉会館(明石市相生町2丁目7番12号)
 - ② 明石市立中高年齢労働者福祉センター (明石市西明石南町3丁目1番2 1号)
- (2) 管理者

日本環境マネジメント株式会社

2 指定期間の変更

指定期間を「令和4年3月31日まで」に1年間延長する。

3 変更の理由

新型コロナウイルス感染症対策により、令和2年度に実施予定であった指定 管理者の選定業務を延期し、現指定管理者の指定期間を1年間延長するため。